

流山市立八木南小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月4日策定

本方針は、人権尊重の理念に基づき、流山市立八木南小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目標に策定する。

また、いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、知り得た情報をもとに正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わないものとする。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組み、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、全教職員が教育に取り組む。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以上のように定義されている。(文部科学省 ホームページ「いじめの定義」より抜粋)

2 いじめ対策のための校内組織の設置(校内いじめ対策委員会)

いじめ対策委員会は年度初め・年度末の2回実施

いじめ事案が発生した際は随時実施するものとする

原則の組織の構成及び役割は以下の通りとする。

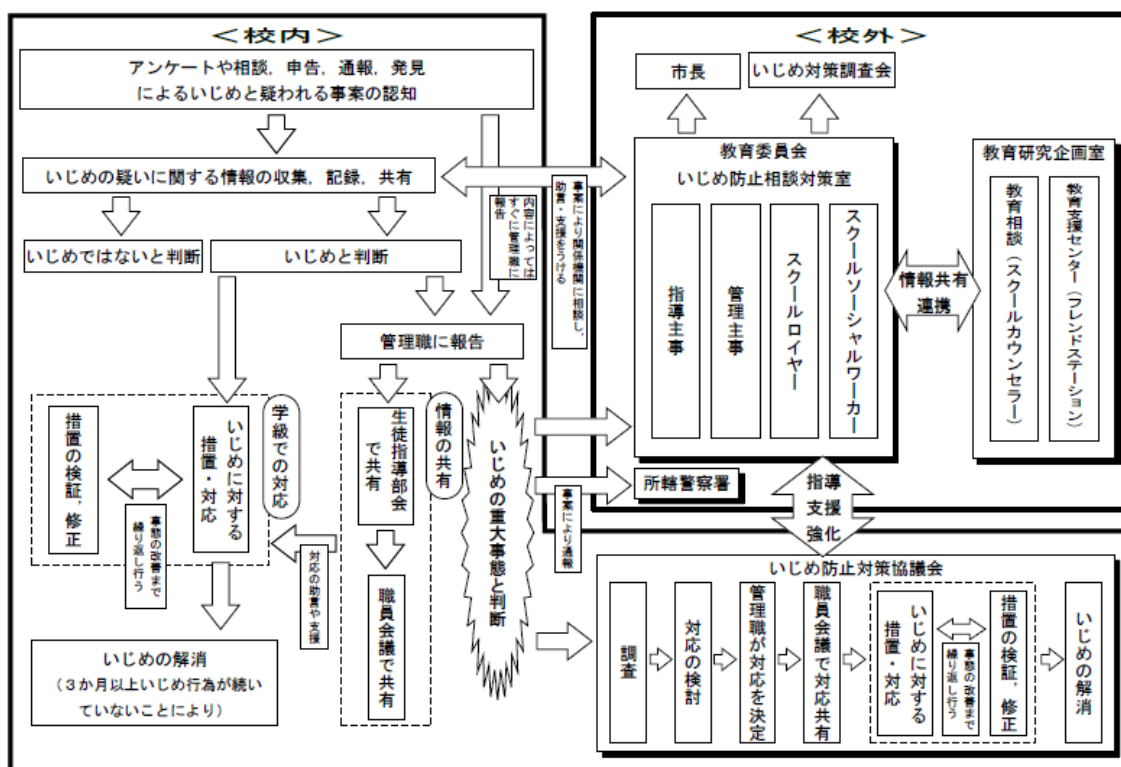
総指揮 校長

連絡・調整 教頭・主幹教諭・教務

教育相談的機能 教育相談担当 特別支援教育コーディネーター 養護教諭

生徒指導的機能 生徒指導主任 学年主任 担任等

協議の内容によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど外部機関とも連携を図り、柔軟な対応を行う。



3 いじめの未然防止，早期発見，早期対応に関する具体的な方策について (別表)

4 教育委員会や関係機関との連携について

(1) いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、市教育委員会に連絡を取るとともに、流山警察署と連携して対応する。

(2) いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大な事案が発生した場合は，いじめ防止対策推進法第28条条文の規定に則り直ちに必要な調査等を行うと共に市教育委員会に報告し，連携して対応する。

- (3) いじめが確認された場合には、必要に応じて市教育委員会に配置されているスクールカウンセラー（※1）、スクールソーシャルワーカー（※2）、スクールロイヤー（※3）と連携して、適切な対応等について助言を得る。

※1 スクールカウンセラー

児童の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的知識から対処をする。

※2 スクールソーシャルワーカー

悩みを抱えている児童を取り巻く周りの環境を整える役割を担う。学校や教育事務所を中心として、児童相談所や医療機関、行政など協力して児童の問題を解決する。

※3 スクールロイヤー

学校で発生するさまざまな課題に関する相談に応じ、子供の権利を守ることを前提とした法的観点を踏まえた助言指導を行う。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。また、必要に応じて保護者会を開く等の対応を取り、事実確認により判明した。いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、子どもに対して懲戒を与える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を与える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7 学校評価の実施

年度毎に、学校評価アンケートを実施し、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果について保護者や児童に通知する。市教育委員会にも報告する。

8 いじめ防止基本方針の見直し・改定について

本方針は以下の要件を満たすと考えられるとき、随時見直し・改定を行う。

- ・本方針に記載のある事項の実効性が損なわれた時。
- ・条例等の改定が行われ、内容の変更が望ましい時。

9 相談窓口について

毎月一回を教育相談の日と定める。また、児童に対しては、教頭、養護教諭や教育相談担当等、いつでも気軽に相談できるように常日頃から指導を行う。

どうしても相談しづらい内容の場合には、外部へも相談の窓口があることを知らせておく。

・主な相談窓口

流山市子ども専用 いじめほっとライン	電話 04-7150-8055 メール hotline@city.nagareyama.chiba.jp	毎日 13:00～21:00 21:00～も、相談が可。 メールでの相談も受け 付けています。
24時間子ども SOSダイヤル	電話 0120-0-78310	24時間 所在地の教育委員会の 相談機関に接続します。
千葉いのちの電 話	電話 043-227-3900 フリーダイヤル 0120-783-556	24時間相談が可。 フリーダイヤル毎月10日 午前8時～翌午前8時
チャイルドライ ン千葉	電話 0120-99-7777	月曜日～土曜日 午後4時～午後9時
千葉県警察少年 センター	電話 0120-783-497	平日 午前9時～午後5時
子どもの人権 110番	電話 0120-007-110	平日 午前8時30分～午後5時15分

改訂	平成29年	1月31日
改訂	平成30年	3月26日
改訂	平成31年	3月28日
改訂	令和2年	4月6日
改訂	令和4年	4月4日
改訂	令和5年	4月5日
	令和6年	4月3日